

告 示

埼玉県告示第千二百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県さいたま市岩槻区加倉一丁目一四一八番二

二 保安林として指定された目的

風致の保存、火災の防備

三 解除の理由

公益上の理由